

## 「県民提案・投票制度 ～信州みらいスイッチ～」に関する質問と答え

### 1 提案について

【Q 1】 長野県に住んでいない人でも提案に応募できますか

【A 1】 長野県の出身である、ふるさと納税をしたことがある、県内で働いていたことがあるなど、長野県に愛着を持ち、何らかの関わりがある方（いわゆる「関係人口」）であれば応募可能です（実施要綱3（1）ウ）。

【Q 2】 提案できない人はいますか

【A 2】 次の方は提案者になれません（実施要綱3（2））。

- ・長野県職員、長野県議会議員
- ・市町村及びそれに準ずる団体
- ・暴力団関係者
- ・違法な勧誘や寄附の強要を行う団体
- ・その他、制度趣旨に照らして不相当と認められる者

【Q 3】 グループで応募できますか

【A 3】 応募できます。代表者を決めて応募してください。また、企業や団体の方も提案いただけます。

【Q 4】 大学生や高校生でも応募できますか

【A 4】 応募には年齢制限がありませんので、大学生や高校生の皆さんも提案が可能です。学校の課題や研究の一環としても、提案にチャレンジしてください。

【Q 5】 提案しようと思いますが、ながの電子申請システムが使えない場合は、どうしたらよいですか

【A 5】 以下の URL から専用の様式をダウンロードして、郵送又はメールで送付してください。  
URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kyodo/2026teiantouhyou.html>（「信州みらいスイッチ」で検索してください）  
詳しくは実施要綱4イをご確認ください。

【Q 6】 提案書を直接県庁に持参することは可能ですか

【A 6】 直接持参は受け付けておりません。

【Q 7】 応募する前に、提案内容を県に相談することは可能ですか

【A 7】 事前の相談は受け付けていません。

この制度は、皆さんの自由な発想をそのまま活かすため、県が内容に関わらない形で実施しています。

## 2 提案内容について

【Q 8】 どんな内容を提案すればいいですか

【A 8】 「長野県がやると良さそうな取組」を自由に提案できます。分野は自由です。分野は自由ですが、次の条件があります。

- ・ 1 事業あたり概ね 1,000 万円以内
  - ・ 単年度で完結する事業
- 詳しくは実施要綱 2 (1) をご確認ください。

【Q 7】 提案できない内容はありますか？

【A 7】 次のようなものは対象外です。

- ・ 特定の人だけが利益を受けるもの
- ・ 営利目的のもの
- ・ 政治・宗教に関するもの
- ・ 現金給付や施設整備のみのもの
- ・ 実現できないもの
- ・ 既存事業と同じ・類似のものなど

詳しくは実施要綱 2 (2) をご確認ください。

【Q 8】 事業にかかる費用は必ず書かないといけませんか。また、どのように計算したらいいでしょうか

【A 8】 必須ではありませんので、おおよそどのくらいの費用がかかりそうか、目安となる金額がわかれば記載していただければ大丈夫です。例えば、「人件費」「材料費」「イベント費用」など、おおまかな内訳を合計した金額 がわかれば書いていただくと参考になります。

【Q 9】 難しくて書けるか不安です。

【A 9】 専門的に書く必要はありません。

「どんな課題があって」「どうすれば良くなると思うか」を、ご自身の言葉で書いていただければ大丈夫です。

なお、審査では、

- ・ 県民全体の役に立つか
- ・ 実現できそうか
- ・ 新しさがあるか

といった点で点数付けをしますので、これらを意識して書いていただくと、より伝わりやすくなります。詳しくは審査基準（実施要綱 5 (2)）をご確認ください。

### 3 選ばれ方(審査)について

【Q10】 投票対象の提案はどうやって選ばれるのですか

【A10】 次の2段階で選ばれます。

① 第一次審査（実施要綱5（1））

→ 要綱2（2）の対象外事業に該当しないかなどを確認

② 第二次審査（実施要綱5（2））

→ 各項目を評価し点数化

その結果、上位10事業程度が投票対象となります。

【Q11】 どんな点が評価されますか？

【A11】 第二次審査では主に、次の7つのポイントで評価されます。

#### ■課題の面

- ・公共性：多くの県民の役に立つ内容か
- ・方向性：県の取組や社会の課題と合っているか
- ・緊急性：今すぐ取り組む必要があるか

#### ■解決の工夫

- ・効果性：実施するとどんな良い変化が期待できるか
- ・実現可能性：実際に実施できる内容か
- ・新規性：新しい発想や工夫があるか
- ・時代適応性：今の社会状況に合っているか

それぞれをA～Eの5段階で評価し、点数化します。

評価が高いほど点数も高くなり、合計点で順位が決まります。

詳しくは審査基準（実施要綱5（2））をご覧ください。

【Q12】 審査結果等は全て公表されますか？

【A12】 提案の公表は、審査の段階によって次のように分かります（実施要綱5（3））。

① 条件を満たさない提案（第一次審査で除外）→ 公表しません

② 審査対象となった提案（第二次審査）

→ 提案内容・評価結果（合計点）を公表します

③ 投票対象となった提案

→ 提案内容・評価結果に加えて、県民投票結果を公表します

また、予算への反映状況についても公表します。

投票により採択された提案の提案者はお名前を公表して表彰します（希望があれば非公表）。

なお、公表した審査結果に関する個別の問合せには応じることはできません。

### 4 投票について

【Q13】 投票はどうやって行いますか？

【A13】 県公式LINEから投票します（実施要綱6（3））。

【Q14】 投票は何回できますか？

【A14】 1人1回で、3事業まで投票できます。投票に当たっては、県公式LINEへの友だち追加が必要です（実施要綱6（3））。

【Q15】 投票時に守るルールはありますか？

【A15】 提案者は次の行為が禁止されています（実施要綱6（5））。

・自分が提案者であることの公表

・特定の提案への投票の呼びかけ

違反した場合、投票対象から除外されることがあります。

【Q16】 採択されなかった提案はどうなりますか？

【A16】 新規事業や既存事業での活用を検討し、検討結果を公表します（実施要綱7（2））。

【Q17】 投票だけ参加することはできますか？

【A17】 投票だけの参加も可能です。長野県に関わりがある方で、公式LINEに登録いただければ投票に参加できます。

## 5 予算化に関すること

【Q18】 いくつ採択されますか？

【A18】 投票結果上位の概ね5事業程度を優先して予算化の可否を検討します（実施要綱7（1））。

【Q19】 採択された事業は必ず実施されるのですか？

【A19】 採択された提案は、県が事業として調整し、予算案として県議会に提出され、議決を経て実施が確定します（実施要綱8）。そのため、採択されても必ず実施されるとは限りません。

## 6 その他

【Q20】 提案の権利はどうなりますか？

【A20】 提案に関する権利は県に帰属します（実施要綱9（1））。

【Q21】 違反があった場合はどうなりますか？

【A21】 制度に反する行為があった場合、事業の実施見合わせなどの措置を行うことがあります（実施要綱9（4））。